

NPO・コミュニティビジネスと地域金融

< 報告要旨 >

信金中央金庫総合研究所 澤山 弘

不良債権処理を終えた後、地域金融機関に問われてくるのは、新たな成長産業を見出し、貸出の増大を通じた経営基盤の再生を進めていくことであろう。その際、急速に台頭しつつある NPO・コミュニティビジネスにもっと注目してよいのではないか。介護や子育て、健康増進や環境保全への需要に応える事業は、今日の社会ニーズを反映し、全国至る所で大きく伸びてきているからである。

1. NPO の現況と台頭の背景

実際、NPO 法人は 2 万を数えるまでに急成長している。このほか、任意の市民活動団体が約 9 万存在しており、今後も NPO 法人数は増大していくだろう。NPO が増えてきた背景には、少子高齢化の急速な進展により地域で解決が求められる問題が広がってきた一方、専業主婦層や定年退職者を中心に、生き甲斐を求める市民が増えてきていることがある。

2. コミュニティビジネスの諸定義と NPO との違い

コミュニティビジネスの定義は、「コミュニティ・ソリューション」活動、「市民事業体」、「地域市民事業」、「市民ベンチャー」、「住民主体の地域事業」など論者により様々である。NPO との違いもあいまいなままに使われているが、両者の最も重要な相違は、NPO 法人は「事業の組織形態」のひとつであるのに対し、コミュニティビジネスは「事業の内容」を指すという点にある。さらに、コミュニティビジネスは、地域に関わる事業であり、事業性を重視しており、営利企業であってかまわない、といった点も挙げられる。

3. 地域金融機関が NPO・コミュニティビジネス支援に取り組む意義と現状

地域の資金需要は趨勢的に低下し続けており、特に、伝統的商工業の低迷は覆いがたく、中心市街地の衰退も著しい。一方、この間事業所数を著しく伸ばしているのは、「老人福祉事業」などの「コミュニティサービス業」であり、実際、信用金庫の医療・介護向け貸出は増大している。こうした地域の新たな成長産業の担い手の一翼として成長してきた NPO・コミュニティビジネスは、有力な新規貸出対象先になりえるというよう。

また、地域貢献策のひとつとして、NPO・コミュニティビジネスを支援していくことは、地域での社会的評価を高め、競合金融機関との差別化をもたらす可能性がある。実際、早

くから NPO 支援に取り組んできた労金業界は、NPO の間で「福祉金融機関」としての評価を得てきている。NPO 向け助成基金を設立したり、自ら NPO を立ち上げ、高齢者福祉に貢献したり、地域の活性化に取り組んでいる信用金庫の例もある。

4. NPO・コミュニティビジネスに対する創業支援をどう進めるか

NPO・コミュニティビジネスを、新たな創業支援の対象として位置づけていくことが望まれるが、起業者の多くは事業経験に乏しいため、創業リスクは相対的に高い。このため、創業支援にかかる多大なコストと創業融資に関わる信用リスクをいかにして軽減するかが課題になる。

前者については、行政の「中小企業支援センター」や起業支援 NPO と協働し、コストシェアすることが可能だろう。後者についても、すでに自治体と協働した創業支援融資制度が、大阪府や札幌市で取り組まれている。さらに、自分たちでお金を持ち寄り自分たちで社会性などを重視した貸出をしていくという「市民金融」が、近年各地に生まれている。地域金融機関がそうした市民金融と協働していくことも、NPO・コミュニティビジネス支援につながるとともに、創業融資時のリスク軽減にも役立つと考えられる。

< 討論者コメント >

日本経済新聞社 藤井 良広

- ・ 本報告のテーマである NPO、コミュニティビジネスが、金融学会の報告で取り上げられたのは恐らく初めてではないか。しかしそれは決して学会のテーマとしてふさわしくないというのではなく、むしろ市場ベースのファイナンスはあらゆる領域に広がっており、金融論の世界でも是非取り組むべき新たな領域だと思う。地域金融機関にとっては、リレーションシップバンキングが大きな課題のように指摘されるが、実は同バンキングはリテール業務を強化しているメガバンクも重視しており、決して地域金融機関固有の問題領域ではない。それに比べ、地域に立脚した NPO、コミュニティビジネスこそ地域金融機関の取り組みの如何が問われるものだと思う。そういう視点から本報告の問題意識は極めて重要である。
- ・ 報告は、NPO、コミュニティビジネスの現状を紹介しながら、わが国での同市場の潜在的な影響力の大きさを指摘する。NPO 等が注目されるのは、高齢化社会の到来、子育て環境の悪化、市街地の衰退、産業の空洞化、伝統産業の衰退など、わが国の社会経済システムの構造変化が背景にあるためでもある。こうした構造変化の中で地域金融機関が NPO 等にどう取り組むかという点で、報告者は「協働」というキーワードを

提示する。NPO等の創業支援に伴って必要となるコストシェアリングやリスク分散という課題に対して、地域活性化を使命とする中小企業支援センターや地方自治体との連携を図るとともに、各地で芽生えつつある「市民金融」との連携にも言及する。

- ・ 「協働」の視点は、確かに市場ベースだけでは処しきれないケースにおいて、一つの立脚点にはなる。しかし協働にしる、「共生」にしる、往々にして相互の責任領域をあいまいにした妥協に陥る可能性がある。報告者が、NPOやコミュニティビジネスが地域金融機関にとって「有力な新規貸出対象先になりえる」と指摘するように、必ずなるのではなく、なるものもあるし、ならないものもあることの峻別が必要となる。社会貢献としての地域活動と金融業の社会的責任としての資金供給とは別物である。その点を明瞭にする必要がある。さらに自治体等とのコストシェアリングやリスク分散も、安易に自治体に依存するのではなく、むしろそうした自治体との協働は、既存の保証協会制度の改革など、市場インフラの整備を追求した後のことではないだろうか。この点についての報告者の考えを聞きたい。
- ・ 市民金融との協働は、言うは易くして実現はなかなか難しい。具体的には健全な市民金融に対して地域金融機関が資金提供（投融资）者になれるかどうかだ。そうした可能性を求める際、単に自発的な試みだけではなく、欧米のような制度的なコミュニティファイナンスの仕組みが必要なのではないか。この点についての報告者の考えを聞きたい。

<報告者リプライ>

初めに、NPO・コミュニティビジネスに対する支援や融資業務を「金融論の世界でも是非取り組むべき新たな領域」とご評価いただいたことを深謝したい。

第1点の自治体との協働において言及いただいた既存の保証協会制度の改革については、実際にもその方向に進みつつあるようだ。すなわち、従来は信用保証制度の対象は株式会社等に限定されていたため、NPO法人は除外されてきた。このため、ご指摘のとおり、大阪、北海道などの自治体は、その代替として自らNPOローン等の制度融資を新設してきたわけである。しかし、平成17年度に入り、たとえば神奈川県では、NPO法人も保証対象と見えるよう県信用保証協会の業務方法書を変更した上で、県の認定によるNPO法人向けの融資制度を創設するなど、新しい動きが見られる。

第2点について、市民金融との協働が実際にはそれほど簡単には進まないだろうとの認識は同じである。ただ、本報告のもととなったフルペーパー（堀江康熙編「地域金融と企

業の再生」中央経済社、第9章)は、たぶん地域金融機関関係者への提言も意識したものとされており、まずは地域金融機関に NPO・コミュニティビジネスに対する認識を高めてもらうことを主眼とした。その際、「それでは貸出を考えてみようか」ということになっても、創業支援に関わる膨大な手間や、相対的に高い信用リスクを理由に、躊躇してしまうことが考えられるので、これに対して、自治体や起業支援 NPO と協働すれば、コストやリスクの軽減が可能になるという書き方をしている。確かに、安易と言われればそうかもしれないが、まずは地域金融機関が一步踏み出すための示唆と受け取っていただきたい。

なお、米国の CDFI (Community Development Financial Institutions) などのようなコミュニティファイナンスの仕組みづくりが必要なのではないかというご指摘も、ごもともである。ただし、CDFI と言っても実態は欧米でも様々であり、総務省が提唱した「コミュニティファンド形成事業」は、わが国にもこうした仕組みを導入しようとしたものといえるのではないかとはいえ、行政主導の側面が強く、これまでのところ、NPO 側の賛同は必ずしも十分に得られてはいないようであるが。

また、本報告の場合、提言の基調にある問題意識は、地域金融機関の預貸率の趨勢的低下をどう打破していくかという点にある。このため、NPO・コミュニティビジネスに対する「金融の円滑」をどう整備していくかという視点も大切ではあるが、どちらかといえば、地域再生の有力な担い手として登場してきた NPO・コミュニティビジネスを、地域金融機関としていかに取り込んでいくかという視点に立とうとしていることも、申し添えておきたい。

以上